

第20回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成27年2月5日(木) 午後2時00分～午後3時55分
- 2 場 所 石巻市役所 6階 石巻市議会第1、2委員会室
- 3 1号委員 浅野 亨委員(欠席)、高橋 長一郎委員(欠席)、大坂 良宏委員、
白土 典子委員、大沼 正寛委員(欠席)
- 2号委員 大森 秀一委員、高橋 栄一委員、櫻田 誠子委員(欠席)、
阿部 久一委員(欠席)
- 3号委員 三浦 雅邦委員(代理)、菅原 敬二委員、東出 成記委員
寶 鈴子委員、阿部 聡史委員、佐藤 哲美委員
- 事務局 笹野副市長
大澤建設部次長、山下建設部次長、木村都市計画課長、佐藤都市
計画課長補佐、鶴岡都市計画技術課長補佐、大石下水道建設課長、
菅下水道建設技術課長補佐、関口下水道建設課長補佐、小山下水
道建設課技術主査、藤原下水道建設課技術主査、志村都市計画課
技術主幹

傍聴者 1名

4 議 題

- 第93号議案 石巻広域都市計画下水道の変更について(石巻市決定)
石巻市流域関連公共下水道
- 第94号議案 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について(石巻市決定)
石巻市東部流域関連公共下水道
- 第95号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について(石巻市決定)
新蛇田地区計画
- 第96号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について(石巻市決定)
新渡波地区計画
- 第97号議案 石巻広域都市計画地区計画の決定について(石巻市決定)
新渡波西地区計画

5 議事の概要

- 第93号議案 石巻広域都市計画下水道の変更について(石巻市決定)
- 第94号議案 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について(石巻市決定)
- 第95号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について(石巻市決定)
- 第96号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について(石巻市決定)
- 第97号議案 石巻広域都市計画地区計画の決定について(石巻市決定)
- 全員の賛成によりいずれの議案も原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後 2 時 開会

【司会】 会議の開会にあたりまして、皆様をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第 3、報告の開始以降は、事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第 20 回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日ご出席いただいております委員は、15 名中、本人出席 8 名、代理出席 2 名の合計 10 名でございます。過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

それでは、はじめに、笹野副市長より、ごあいさつ申し上げます。

【笹野副市長】 第 20 回目審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

また、市政、各般にわたりましてご理解と、ご協力を賜っておりますことも重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ご覧のとおり 4 年目となろうとしておりますけれども、おかげさまで槌音は色々な所で響くようになってまいりました。住まいの関係、防集や公営住宅をはじめですね、色々なものが動いておるところではございますけれども、私どもとしましてはですね、ほんとに早くゴールにたどり着けますようにですね、色々な事業を加速化してまいりたいと考えております。ご指導、ご鞭撻をいただければ幸いに存じます。本日は、大きく 2 つでございまして、雨が降る度に市民の皆様のご心配を頂戴しております、雨水、一部汚水もありますけれども、下水道の関係とですね、もう 1 つは新市街地の整備ということで蛇田、渡波の方区画の提供とか始めましたが、そういったさらに本格的に提供するにあたりまして、都市計画のご審議をお願いすることとなっております。皆様方におかれましては、それぞれ専門的なお立場、市民としてのご指南、そういったところから忌憚のなくご意見、ご所見を賜れば幸いに存じます。本日は誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 次に本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事前にお配りいたしました、議案書、諮問書の写しの 2 種類でございます。

資料等にご不足はございませんでしょうか。

それでは大坂会長、本日の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 はい、本日もよろしくお願いいたします。お忙しい中ご出席賜りまして大変ありがとうございます。ついこの間、年明けしまして、あけましておめでとうなんて言っておりましたら、もう 2 月になってしまいました。今年もですね、よろしくお願いいたしますと思います。

先週の 1 月 29 日、10 時半からですね、今日の議事の対象となります現地に赴きまして、

任意の会ではございましたんですが、勉強会をですね、実施させていただきました。ご苦勞さまでございました。もういつものことでございますけども、ほんとにですね、事務局の方々には、マンパワーの無い中ですね、大変ご苦勞をおかけしております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。また、委員の方々にはですね、今後とも活発なご議論をいただきまして、ぜひですね、より良いまちづくりにご協力いただければなというふうに思っているところでございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事を始めたいと思います。傍聴の方がもしおいででございましたら、お配りしました注意事項をお守りいただきまして、審議会の秩序の維持にご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前にですね、報告がございます。第 19 回石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局より報告をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 ご苦勞さまでございます。都市計画課長の木村でございます。私の方から、前回の第 19 回都市計画審議会の議案の処理結果につきましてご報告をさせていただきます。

お手元の議案書の次第の次のページ、お開き願ひたいと思います。右上に報告と書いてあるものでございますが、第 19 回石巻市都市計画審議会は、昨年 12 月 25 日に開催してございます。第 90 号議案から第 92 号議案の 3 議案につきましてご審議をいただいております。処理結果につきましては、表の右側、処理結果欄に記載のとおりでございます。第 90 号議案から第 92 号議案まで、全て平成 27 年 1 月 15 日付けの決定、告示を行ってございます。報告につきましては以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。委員の皆様から何かございましたらお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。第 93 号議案、石巻広域都市計画下水道の変更、石巻市流域関連公共下水道について、事務局よりお願ひいたします。

はい、よろしくお願ひいたします。

【大石下水道建設課長】 下水道建設課長の大石でございます。私の方から下水道事業についての説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

議案の説明にあたりまして、本日提案しております 2 議案に関連する事項として、現在、市の事業が行われている公共下水道について、簡単にご説明を申し上げます。

石巻市の公共下水道につきましては、平成 17 年 4 月 1 日に行われました、石巻地域 1 市 6 町合併によりまして、流域関連公共下水道として北上川下流処理区及び北上川下流東部処理区の 2 処理区、単独公共下水道といたしまして飯野川処理区、雄勝処理区、北上処理区、鮎川処理区の 4 処理区、合計 6 処理区について事業認可を受け事業を進めております。

そのうち、都市計画下水道として事業を行っている地区は、石巻地区の全部と河北地区、河南地区の各一部でございます。

平成 25 年度末現在の石巻市公共下水道事業全体の整備状況は、汚水につきましては、認可計画面積約 3,400 ヘクタールのうち、2,490 ヘクタール、割合にいたしまして約 73%を

整備しております。その供用開始済み人口は、91,054人で、行政人口150,303人に対する下水道普及率は、60.6%となっております。

また、雨水につきましては、整備面積448.7ヘクタールで約30%の整備率となっております。

それでは、第93号議案 石巻広域都市計画下水道の変更についてご説明いたします。

第93号議案は、石巻広域都市計画下水道の雨水に関する排水区域及びポンプ場等の施設の都市計画変更案でございます。

まず1ページをご覧ください。2、排水区域の変更についてでございます。画面の一般図と議案書の7ページの左、8ページ及び9ページの計画図をご覧ください。

今回廃止する区域を黄色、新たに追加する区域を赤色で示しております。廃止する区域は、災害危険区域に指定されました南浜地区及び旧北上川沿いの堤防が整備される区域の約71ヘクタールを廃止するものでございます。

また、追加される区域は、新蛇田地区被災復興土地区画整理事業が進められている区域とそれに隣接した一部の区域の約108ヘクタールを追加するものでございます。

再び1ページをご覧ください。次に4、その他の施設の変更についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回の変更では、石巻港排水ポンプ場及び石巻港雨水調整池、北北上運河右岸第二排水ポンプ場を追加し、門脇排水ポンプ場及び石巻中央排水ポンプ場を廃止し、日和山排水ポンプ場を変更するものでございます。

まず、追加するポンプ場についてご説明いたします。

画面の一般図及び7ページの計画図上半分をご覧ください。

石巻港排水ポンプ場及び石巻港雨水調整池でございますが、現況地盤高及び既存水路位置等を考慮し、効率的に集水ができる場所を選定し、敷地面積約10,000平方メートル、毎秒約9トン排水するポンプ場と、排水ポンプ場への負担を軽減するため約11,400立方メートル貯水できる調整池の計画でございます。

当排水区は石巻港排水区と称し、排水区域面積約226ヘクタールのうち、強制排水を必要とする区域が約196ヘクタールでございます。残りの約30ヘクタールにつきましては、地盤の高い地域であることから、高低差を利用してポンプ場を介さず雨水を排水する計画でございます。

次に画面、一般図及び9ページの計画図をご覧ください。

北北上右岸第二排水ポンプ場でございますが、放流先である北北上運河に隣接し、既存ストックが活用できる一団の用地が確保できる旧青果市場跡地を選定し、敷地面積約5,800平方メートル、毎秒約5.2トン排水するポンプ場計画でございます。

当排水区は北北上運河右岸第二排水区と称し、排水区域面積約193ヘクタールの雨水を排水する計画でございます。

次に、廃止及び変更するポンプ場についてご説明をいたします。

画面の一般図及び8ページの計画図をご覧ください。

門脇排水ポンプ場でございますが、現在進められております旧北上川の築堤工事に伴い移転が必要となったことから廃止するものでございます。

次に、画面一般図及び7ページ左側及び8ページの計画図をご覧ください。

石巻中央排水ポンプ場及び日和山排水ポンプ場でございますが、両排水ポンプ場は平成26年3月6日付け石巻市告示第55号により都市計画決定されたポンプ場でございます。

ポンプ場でございますが、効率的な下水道整備と将来的な維持管理コストの効率化を図るため、さらなる雨水排水計画の見直しを行った結果、主要幹線の整備等により排水ポンプ場の統合が可能となったことから、石巻中央排水ポンプ場を日和山排水ポンプ場へ統合し、石巻中央排水ポンプ場を廃止するものでございます。

また、石巻中央排水ポンプ場と日和山排水ポンプ場の統合に伴い、日和山排水ポンプ場を石巻中央排水ポンプ場に名称を変更し、敷地面積約9,400平方メートル、毎秒約31トン排水するポンプ場計画でございます。

当排水区は石巻中央排水区と称し、排水区域面積約342ヘクタールのうち、強制排水を必要とする区域が約259ヘクタールでございます。残りの約83ヘクタールにつきましては、地盤の高い地区であることから、高低差を利用しポンプ場を介さず雨水を排水する計画でございます。新石巻中央排水ポンプ場は、石巻で最大の排水量の排水ポンプ場となる計画でございます。

第93号議案についての説明は以上でございます。

東日本大震災に伴う地盤沈下により、自然排水が困難になったこと、復旧、復興を踏まえ、石巻市流域関連公共下水道事業の見直しにより、効率的な下水道整備を図るため、都市計画下水道を変更するものでございます。

なお、今回の都市計画変更に伴い変更案の縦覧を平成27年1月19日から2月2日まで行いましたところ、縦覧者はございませんでした。また、意見書の提出もございませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

【大坂会長】 はい、ただいま第93号議案につきまして、事務局より説明がありました。何かご質問等ございましたらお出しいただければと思います。

【寶委員】 すいません。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【寶委員】 勉強会の時にもなんか教えていただいたような気がするんですが、分からないところがあったので教えてください。

日和山中央排水ポンプ場って新しくできるポンプ場まで、まちなかからなんか4メートルの、直径4メートルの土管を通すんですよっていうお話を聞いたんですが、その土管ってどこをかってそこまで行くんですか。

【大坂会長】 はい、ルートですか。

【寶委員】 はい、どの道を通ってという。

【大坂会長】 そうですか、はい、よろしく申し上げます。

【大石下水道建設課長】 今、指し示しておりますとおり山下方面から、バイパスの辺り

から三角茶屋を通りまして、立町通りを通りまして、あと北上川沿いに下がってくるというふうになってございます。

【寶委員】　すごい工事ですね。

【大石下水道建設課長】　工事につきましてはですね、上から開削という工事ではなくてですね、一般的にトンネルを掘るような工事でやりますので上の方ではあんまり気づかないというふうにはなりますけども、工事的には結構な量になると思います。

【寶委員】　はい、そのトンネルを掘るところって、なんか掘ったら水がぐちゃぐちゃって出てきそうなところを掘るわけですよ。それは大丈夫なんですかって聞いたってしょうがないかもしれませんが、工事費ってすごく掛かるでしょうね、どのくらい掛かるんですか。

【大石下水道建設課長】　現在、詳細設計中ですので、金額の方はちょっと今はっきりとはご提示できないということでございます。すいません。

先ほどお話しありました、水が出るということにつきましては色んな対処法を行ってですね、安全に作業を進めようと考えておりますので大丈夫でございます。

【寶委員】　はい、ありがとうございます。

【大坂会長】　よろしいですか。くれぐれも事故のないようにお願いしたいと思います。

他に何かございましたら、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【寶委員】　続いてもう1つ伺いしてすいません。門脇排水ポンプ場が廃止されるとその黄色いところの、つまり、祈念公園になる辺りのところが排水しなくなるということなんでしょうか。なんか噂によると聖人堀ができるからそこがどうのこうのっていう、そこに水を溜めるような話も聞こえるし、ただ前からそこずっと水溜りになっているところなんですけど、そこはどうなるんですか。

【大坂会長】　はい、どうぞ。

【大石下水道建設課長】　現在、公園の方の色々な計画がございますので、そちらの方でどういったかたちにするかというのは検討してと思っています。現在、うちの方としましては、やっぱり人が住んでいる地域をっていうことでやっておりますので、今後公園の方は人が住まない地域となりますので、公園の方で考えていただくということになります。

【寶委員】　はい、公園が考える。わかりました。

【大坂会長】　よろしいですか。

【寶委員】　はい。

【大坂会長】　はい、他にいかがでしょうか。大幅に利用が変わるということになりますので。よろしいでしょうか、はい、どうぞ。

【阿部聡史委員】　すいません、石巻中央排水ポンプ場が毎秒31トンっていうことなんですけど、これはその日和山の南側と、あとは東側、雨が落ちてきたときにその排水量をカバーすると同時に、あと新しくできる門脇地区で必要となる排水の量というものを計算して毎秒31トンというふうになっているという認識でよろしいんですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大石下水道建設課長】 はい、それで結構でございます。

【阿部聡史委員】 ありがとうございます。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。はい。

【阿部聡史委員】 近年よくある豪雨ですとか、台風の時にすごく溢れる水があると思うんですけど、ちょっと以前の都市計画の議案で、ある一定の基準以下のものはカバーできるけど、以上のものはカバーできないっていうようなお話だったと思うんですけど、その基準値っていうのをもう一度教えていただけますか。

【大坂会長】 はい。

【大石下水道建設課長】 市の方の下水道で45.6ミリという基準で設計してございます。

【大坂会長】 それは具体的に、数字だけでは分からないんですけども。感覚的にどういうふうに考えたら。

【大石下水道建設課長】 1時間に約45.6ミリが降るものについて対応が可能だということでございます。

【阿部聡史委員】 それ以上については、溜まった状態になって随時排水ポンプ場から水が出ていくっていうようなかたち。

【大石下水道建設課長】 そうですね。

【阿部聡史委員】 わかりました。ありがとうございます。

【大坂会長】 よろしいですか。他にございましたらお出しいただきたいと思います。

【菅原委員】 じゃあ、すみません。

【大坂会長】 はい。

【菅原委員】 今に関連してですけど、それは確率でいうと何分の1くらいの確率なんですか。何年に一度とかそれだけ教えていただければ。

【大石下水道建設課長】 5年確率で計算してございます。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい。

【寶委員】 石巻港排水ポンプ場のところなんですけれども、排水ポンプ場の道路脇に運河があるんですけれども、その運河っていうか、堀っこがあるんですけれども、その堀っこは溢れたりしないように作ってあるんですか。

【大坂会長】 はい、お願いいたします。

【大石下水道建設課長】 石巻港排水ポンプ場につきましては、この図面の右側の方から入ってきた、今委員仰ってる堀と言いますかですね、水路をそのままポンプ場に入れて排出するというかたちになってございます。

【寶委員】 堀の水は溢れないよということで。

【大石下水道建設課長】 そうですね。堀の水もこのポンプ場に一度入れて工業港の方に排出するっていう計画になってございます。

【寶委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【大坂会長】 他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【佐藤哲美委員】 堀のところの水ですけども、あそこ、なんていうんですか、例えば処理した時にですね、ポンプの機械の中に入れた時ですね、根詰まりしたりとか、なんか水ちょっと汚そうなんですけどあその水。工場とか廃液みたいなものっていうのは流れてないんですかねあそこは。

【大坂会長】 はい。

【大石下水道建設課長】 そういったのは多分流れてないと認識しております。

【佐藤哲美委員】 大丈夫ですよ、もし機械に給水したときに詰まって、そもそも排水できなくなって大変なことになったりすると。

【大石下水道建設課長】 例えばごみとかにつきましては、ちゃんと除塵機というか、前面に網を付けまして、大と小と付けまして、ポンプ場に入る前に全部あげるようには計画してございます。

【佐藤哲美委員】 わかりました。ありがとうございます。

【大坂会長】 市民の方々、色々ご心配がございまして、はい、どうぞ。

【阿部聡史委員】 すいません。ちょっと冒頭の説明で石巻中央排水ポンプ場の 342 のうち強制排水が 259、183 が高低差を利用して流すということだったんですけど、これすいません、単位をもう一度教えてください。

【大石下水道建設課長】 ヘクタールです。

【阿部聡史委員】 ヘクタールですか、わかりました。すいません、ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。他にご質問が無いようでしたら、この辺でお諮りしようと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、第 93 号議案石巻広域都市計画下水道の変更、石巻市流域関連公共下水道についてお諮りしたいと思います。

原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。ありがとうございます。全員の賛成により本案につきましては、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第 94 号議案石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更、石巻市東部流域関連公共下水道について、事務局より説明をお願いします。

【大石下水道建設課長】 それでは続けて説明をさせていただきます。第 94 号議案につきましては石巻広域都市計画下水道の雨水に関する排水区域及びポンプ場等の施設、並びに河北都市計画下水道の汚水に関する排水区域の都市計画変更案でございます。

まず、雨水に関する変更案についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。2、排水区域の変更についてご説明いたします。

画面の一般図と 17、18、19 ページ及び 21 ページの計画図をご覧ください。

今回廃止いたします区域を黄色、新たに追加する区域を赤着色でございます。

廃止する区域は、災害危険区域に指定されました中瀬地区及び旧北上川沿いの堤防が整備される区域の約 22 ヘクタールと折立地区の山地の約 22 ヘクタールを廃止するものであります。

10 ページをご覧ください。次に 4、その他の施設の変更についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。今回の変更では、折立第一、折立第二、不動沢、井内第一排水ポンプ場及び赤堀雨水調整池を追加し、万石浦排水ポンプ場を廃止し、湊排水ポンプ場を変更するものでございます。

まず、追加するポンプ場について説明いたします。

画面の一般図及び 16 ページの計画図をご覧ください。

井内第一排水ポンプ場でございますが、現況地盤高及び既存水路位置等を考慮し、効率的に集水ができる場所を選定し、敷地面積約 2,500 平方メートル、毎秒約 2.9 トンを排水するポンプ場計画でございます。当排水区は井内第一排水区と称し、排水区域面積約 9.3 ヘクタールの雨水を強制排水する計画でございます。

画面の一般図及び 17 ページの計画図をご覧ください。

不動沢排水ポンプ場でございますが、現況地盤高及び既存水路位置等を考慮し、効率的に集水ができる場所を選定し、敷地面積約 4,800 平方メートル、毎秒約 5.5 トンを排水するポンプ場計画でございます。当排水区は不動沢排水区と称し、排水区域面積約 37.3 ヘクタールの雨水を強制排水する計画でございます。

画面の一般図及び 21 ページの計画図をご覧ください。

折立第一排水ポンプ場でございますが、現況地盤高及び既存水路位置等を考慮し、効率的に集水ができる場所を選定し、敷地面積約 610 平方メートル、毎秒約 2.8 トンの雨水を排水するポンプ場計画でございます。

当排水区は折立第一排水区と称し、排水区域面積約 6.8 ヘクタールの雨水を強制排水する計画でございます。

次に折立第二排水ポンプ場でございますが、現況地盤高及び既存水路位置等を考慮し、効率的に集水ができる場所を選定してございます。敷地面積約 320 平方メートル、毎秒約 1.2 トンの雨水を排水するポンプ場計画でございます。

当排水区は折立第二排水区と称し、排水区域面積約 2.8 ヘクタールの雨水を強制排水する計画でございます。

次に追加する雨水調整池及び廃止するポンプ場についてご説明いたします。

画面の一般図及び 20 ページの計画図をご覧ください。

万石浦排水ポンプ場でございますが、当排水ポンプ場は平成 26 年 1 月 20 日付け石巻市告示第 7 号により計画決定されたポンプ場でございますが、効率的な下水道整備と将来的な維持管理コストの効率化を図るため、さらなる雨水排水計画の見直しを行いました結果、主要幹線の整備等により排水ポンプ場の統廃合が可能となりましたことから、万石浦排水ポンプ場を渡波排水ポンプ場へ統合し、万石浦排水ポンプ場を廃止するものでございます。

また、渡波排水ポンプ場への負担を軽減するため、既存ストックを有効活用し、赤堀を

赤堀雨水調整池として約 6,700 立方メートル貯水できる調整池の計画であります。

なお、渡波排水ポンプ場は、敷地面積に変更はないため都市計画の変更はございませんが、統合により毎秒約 14.7 トンの雨水を排水するポンプ場計画で、排水区域面積約 222.5 ヘクタールの雨水を強制排水する計画でございます。

次に変更するポンプ場についてご説明いたします。

画面の一般図及び 19 ページの計画図をご覧ください。

湊排水ポンプ場でございますが、当排水ポンプ場は、平成 26 年 3 月 31 日付け石巻市告示第 91 号により、湊西地区復興土地区画整理事業の施行に伴い計画区域の変更を行ったポンプ場でございますが、復興土地区画整理事業の事業計画変更に伴い計画区域を変更するものでございます。

最後に汚水に関する変更案についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。2. 排水区域の変更についてご説明いたします。

画面の一般図及び 24 ページの計画図をご覧ください。

追加されます区域は、現在、河北地区防災集団移転促進事業が進められている区域とそれに隣接した一部の約 23 ヘクタールの区域になります。

第 94 号議案についてのご説明は以上でございます。

今回の都市計画変更に伴い変更案の縦覧を平成 27 年 1 月 19 日から 2 月 2 日まで行ったところ、縦覧者はございませんでした。意見書等の提出もございませんでした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。それでは、第 94 号議案について説明がありましたので、ご質問等ございましたらお出しいただきたいと思えます。

はい、お願いいたします。

【寶委員】 折立第一、第二ポンプ場についてなんですが、この間勉強会の時に、ここには小高い山があるのでかえって 2 つ作った方がコストパフォーマンスが安いっていかいんだよってというふうなお話があったんですけど、2 つ別々に作るのと、それからさっきの 4 メートルの土管っていうか、2 メートルの土管っていうか、そういうので繋ぐのとどのくらいのお金の差があるんですか。それって比べっこをして、この 2 つ作った方がいいよって決めたんだと思うんですが、どのくらい低コストでできるんでしょうかが 1 つと、それから、その折立地区には将来何人くらい住むのでしょうかっていうことです。

【大坂会長】 はい。

【大石下水道建設課長】 金額だけじゃなくてですね、やっぱり山って言いますか形状が、女川の方に走っていただくと分かるんですが、こう山があつて低くなってまた山があつて低くなってということがありますので、後ろに山を背負っている地域でもございますので、その沢筋をそのまま流れてきて流し込んだ方が効率が良いということも考えてございますので、一概にお金だけの対比っていうだけではないということでございます。

【寶委員】 大体いくらぐらい掛かるんですか。

【大石下水道建設課長】 当初からですね、地形とかを考えまして統合するということは

考えてなくて、一番効率の良いということで沢筋を流すようにしてございますので、統合した時のお金というのは、ちょっと今手元にございません。

【寶委員】 別々に1こずついくぐらい建設費は。

【大石下水道建設課長】 10億程度でございます。両方とも。

【寶委員】 10億、10億ぐらいのお金が掛かるということですね。ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。

【寶委員】 そして、将来何人くらい住む地区なんですか。

【大石下水道建設課長】 すいません、ちょっと今住んでいる方々の人口とか資料ないので。

【寶委員】 じゃあ後で。

【大石下水道建設課長】 すいませんけど。

【寶委員】 すいません、ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、他にございましたら。はい。

【佐藤哲美委員】 このポンプ場の方の施設というのは、管理する人というのは常駐するかたちなんですか。常駐というか。

【大坂会長】 はい。

【大石下水道建設課長】 今、遠方監視システムを導入するように考えてございます。

【佐藤哲美委員】 そうすると、中央制御室みたいなどで、そうすると石巻市に作る20基のこのポンプ場を一括して中央制御室みたいところで管理すると、そういうかたちですか。

【大石下水道建設課長】 はい、そういうかたちで今考えてございます。

【佐藤哲美委員】 わかりました。石巻市にしてはすごい。そうするとこの前の勉強会の時に伺ったんですが、総費用で800億って聞いたんですけども、その制御室のコンピュータシステムとかも全部入れて800億ってことですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大石下水道建設課長】 今はそういうことで考えてございます。

【佐藤哲美委員】 わかりました。どうもありがとうございます。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大森委員】 東部流域下水道かな、これは二子地区なんですけど、日和大橋のところの下水処理場に持って行くと理解していいんですか。

【大石下水道建設課長】 そうでございます。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。他にございましたら。はい、どうぞ。

【阿部聡史委員】 最初の93号議案もそうなんですけど、今排水ポンプ場が、設置、変更、廃止して新しく変更をするっていうことが妥当かどうかっていう審議だと思うんですが、ちょっと情報があまりにも無さすぎて、妥当かどうかっていうのが判断しづらいと思うんですね。例えば先ほどのお話しですと、排水区域が何ヘクタールっていう情報は頂いたんですけれども、その強制排水量ですとか、あとは毎秒の排水量、あとは何年計画なのかと

か、あとは雨量基準値がどのくらいだとか、ラーニングコスト、あとは具体的に近年同じような豪雨が起きたときにどのくらいの水が溢れて、どのくらい浸水することを想定しているのかっていうのを一覧みたいな情報で出していただかないと、変更が妥当かどうかっていうことはちょっと判断しづらいと思うんですね、なので今回は皆さん審議されたものをご提示されていると思いますので、こちらとしては信じるしかないんですけども、その辺の情報を理解するためにも、そのような共通した情報っていうものが分かるようになってるといいのかなと思います。

【大坂会長】 はい、そうした情報については、あれですか、公開されているようなことはございますか。はい。

【大石下水道建設課長】 市の方の先ほどの45.6ミリ等々の話とかですね、各ポンプ場の面積であったり、毎秒の排出量等につきましては、市報や新聞の方にもうちで掲載をさせていただいてございます。あとインターネット、市のホームページの方にも掲載をさせていただいてございます。

【阿部聡史委員】 どこどこに掲載されているということで、その都度、その都度で確認するっていうことではなくて、それが一覧にあると審議しやすいですよっていうことです。

【大坂会長】 はい。

【大石下水道建設課長】 はい。それでは、今後こういった案件ございました場合は資料として付けさせていただくようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 はい、よろしくお願いいたします。技術的な問題も、細かいところあるかと思いますが、分かりやすい内容のですね、ご説明、ある程度俯瞰できるようなものがあれば、議論としても非常にスムーズにいくかなと、これは市民の感覚からそういうふうな、やはりですね、そういった希望があるのだろーと思いますのでよろしくお願いいたします。恐らく、事務局の方、非常に技術的なところについては、丹念に細かく検討されているんだろーと思いますけども、是非、よろしくお願いいたします。

はい。どうぞ。

【大石下水道建設課長】 先ほど折立地区の地域人口についてでございますけども、その折立一、二とかという分けがございませんので、折立地区全部ということで591名、今住んでございます。

【寶委員】 はい、ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、それでよろしいですか。

【寶委員】 はい、ありがとうございます。新たな市街地の総合的な整備を行うっていう観点から下水道の変更があるので、そういうこと聞かせていただきました。ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。

【白土委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 万石浦の排水ポンプ場を廃止して渡波の方に、そして赤堀で調整をしましょうというんですけど、赤堀っていうのは、ほんとに堀ですよ。あれを改修するという考え方なんですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大石下水道建設課長】 赤堀につきましては改修を考えてございます。

【大坂会長】 はい、よろしいですか。

【白土委員】 暗渠ですか。

【大石下水道建設課長】 今のところは開渠で考えてございます。ただ、今あの中にヘドロとかありますので、全部取りましてコンクリートで形を取ってというふうに考えてございます。

【白土委員】 あそこって海苔業者さんとかが色々いらっしゃって、あそこ色々利用されていますよね、そうすると、それとの兼ね合いっていうのはもう十分その周辺の方たちと話し合いの結果、そのことをされているのかなと、どうなんですか。

【大坂会長】 はい。

【大石下水道建設課長】 お話しをさせていただいております。それで、あの調整池っていうのは全部万石浦の先の方からではなくて、一部区間、一番先の中の方につきましては漁船とか止められるようなかたちにして、その赤堀全部が調整池じゃなくてですね、一部は漁船とは止められるようなかたちにして、残りをうちの方で調整池として使わせていただける話をしております。

【白土委員】 あそこは、脇を通られた方分かる、すごい、決して綺麗な堀ではないですよ。あの辺はどのような管理をなさるんですか。

【大石下水道建設課長】 先ほどお話ししましたように改修をさせていただきまして、調整池で貯める、あとは流すといったかたちなんですけども、ずっと貯めておくんじゃなくて、入れ替えるっていうかですね、そのようなかたちで汚い水が溜まらようなかたちにしていきたいと考えてございます。

【白土委員】 もう1つよろしいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 あの、これ、やっぱり災害が増えて色々な事の変化してるからしょうがないところあるんですけど、例えばいろんなさっきからのご説明の中で、平成26年の3月に決定したけれども今回変更とかっていうことが何点かあるんですが、例えばそれは、もちろん26年の3月に決定したことはその時ベストだと思ってだと思ってるんですけど、その辺の費用とかですね、その後どうだったのかなって、その後、約1年経って何も動いてなくて変更、例えばこの排水ポンプ場なくなりますよ、こっちに統合しますよってことなのですか。

【大坂会長】 はい、お願いいたします。

【大石下水道建設課長】 うちの方で市の雨水計画をまとめるにあたりましてですね、当時こういったかたちで出させていただきましてけど、その後、国交省さんだったり、宮城

県さん、仙台市さんとか色々うちの課より進んでいる、色々なご意見をいただきながら、先ほどもお話した維持管理費とかも考えた中で統合してった方が良いんじゃないかということで、考えをちょっとまとめさせていただいてございます。

【白土委員】 っことは、また変わるってこともありって。

【大石下水道建設課長】 まずこれで最終決定ということで進めてございますので、あと変わることはないと思います

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大澤建設部次長】 建設部の次長の大澤でございます。今、下水道の大石課長が説明した内容でございますが、この基本計画を立てるうえでですね、この過程、プロセスが必要だということですが、これにつきましては国、国土交通省それから宮城県、それから仙台市の下水道の専門の方々が入りまして、調整会議というものを基本計画設定前に何度か開かせていただきまして、その中でその基本計画を見直すということを進めて参りました。

その中で、先ほどのポンプ場の位置の変更等も、やはりその後に国の方、それから県の方との調整の中で、やはり統合した方が将来的なランニングコストが良いよね、将来的には維持管理を計算した時には維持費用が安くなるねというふうなことで今回の見直しがあったということで、ほぼ大体最終案ということでご理解いただきたいと思います。ただ若干の軽微な変更等がありますけども、これで今後事業を進めていくというふうなことでご理解いただきたいと思います。

【白土委員】 はい。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。なかなか難しい、技術的な問題もあるでしょうし、その地域のもので、利害の関係の方達もいるでしょうし、色々ご検討の上の事だとは思いますが、こういう審議会という性格上ですね、やはりある程度検討したという、そういう、何と言いますか、ものが無ければですね、なかなか我々も委託を受けている立場でありますので、そのまま通すというわけにも、恐らく行かないだろうと責任感が働いていることなんだろうと思います。ですから、是非ですね、そこら辺もご理解いただいておりますね、特に細かい技術的なことにつきましては、なかなかアレなんですけども、市民のもので、安全だとか、これからの都市、まちづくりということをご心配なさってのことなんだと思いますので、是非ですね、そこら辺もご配慮いただければよろしくお願ひしたいというふうに思っています。大変ですね、マンパワーの限られた中で大変なご苦勞をされてるんだらうと思っておりますけども、是非ですね、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。もし他にご質問等ないようでしたらお諮りしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、第94号議案石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更、石巻市東部流域関連公共下水道について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。ありがとうございます。全員の賛成により第 94 号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

それでは次の議案に参ります。第 95 号議案石巻広域都市計画地区計画変更、新蛇田地区計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい。

【大坂会長】 どうぞ。

【木村都市計画課長】 都市計画課の木村でございます。私の方から説明をさせていただきます。申し訳ございませんが座って説明をさせていただきます。

第 95 議案の新蛇田地区計画の変更についてでございます。

この新蛇田地区計画につきましては、昨年 8 月の第 17 回の審議会におきまして、ご審議をいただいておりますが、今回は、今年の春以降、新たな宅地供給が行われる区域につきまして、建築物等の具体的なルールを定めるため、地区計画を追加、変更しようとするものでございます。

それでは議案書の 35 ページ、総括図と併せまして前方のスクリーンの方と見比べていただきたいと思っております。まず位置につきましてご説明を申し上げます。

三陸自動車道、石巻河南インターの西側におきまして、現在新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業が施行されてございますが、この施行区域に合わせまして、地区計画のエリアを昨年 8 月に決定してございます。

それでは、25 ページの方にお戻り願いたいと思っております。こちらが計画書となっております。

計画書の名称、位置、面積、区域の整備、開発及び保全の方針のうち、地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備の方針につきましては、前回同様、記載のとおり変更はございません。

次に建築物の整備の方針につきましてですが、一番下ですけれども、今回は 3 つの方針に基づきまして、建築物等の具体的なルールを定めることといたしております。

尚、今回定める地区整備計画につきましては、26 ページから 29 ページに具体的に記載しておりますけれども、こちらの方はのちほどご説明の方をさせていただきます。

次に 29 ページの中ほどをご覧願いたいと思っております。区域につきましては、計画図の表示のとおりとなっております。

変更理由といたしまして、本地区の土地区画整理事業の進捗に伴い、新たに土地利用開始される区域につきまして、建築物等の整備の方針を変更し、地区整備計画を追加することによって適正な土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図るものでございます。

それでは、36 ページの計画図と、前方のスクリーンの方でもご覧願いたいと思っております。新蛇田地区計画の区域と、地区整備計画を定める区域を示してございます。

まず、外側の赤線、概ね四角形の区域内におきまして、色別に低層住宅地区 A を黄色で表示してございます。低層住宅地区 B を若草色で表示しております。次に沿道業務地区とい

たしまして赤色、復興公営住宅地区をオレンジ色の 4 つの地区整備計画の区域に着色し、色分けしてございます。

なお、白い部分につきましては、今後具体的な土地利用が検討される区域、それと公園、並びに調整池等となっておりますが、それらにつきましては次の 37 ページの方に、地区内の土地利用計画等について表示しております方針付図でご確認を比べていただきたいと思います。

次に、それでは、4 つの地区整備計画の内容につきまして、32 ページと 33 ページの方に概要をまとめてございますので、そちらでご説明を申し上げます。

この地区整備計画におきましては、建築物の用途の制限、建築物の延べ面積に対する割合の最高限度、いわゆる容積率でございます。それと建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき、さくの構造の制限を記載のとおり定めるものでございます。

今回の変更追加といたしまして、32 ページ、表の一番左側でございますが、当初決定の前まで低層住宅地区としておりましたものを低層住宅地区 A に変更いたしまして、建築物の用途の制限に住民の自治活動の用に供する集会所、並びに巡査派出所、公衆電話等の公益上必要な建築物を今回の変更で追加させていただいてございます。

次に、新たに低層住宅地区 B といたしまして、低層住宅地区 A と同様のまず主体として戸建ての住宅を主体に、住環境に影響を及ぼさない兼用住宅及び、小規模な店舗、飲食店等の立地を許容した住宅地の形成を図る地区といたしてございます。

次に沿道業務地区ですが、地区の一番東側にあたりますけども、石巻のイオン石巻並びに蛇田中学校と道路と向かい合わせの街区になりますが、こちらにつきましては店舗、事務所等の日常利便施設や業務施設を主体とした地区とするものでございます。

最後に、復興公営住宅地区ですが、地区内の復興公営住宅を建設する街区におきまして、それらを主体とした住宅地の形成を図る地区としてございます。

以上の内容を、こちらの表の中にまとめてございますのでご確認を願いたいと思います。

次に 38 ページお聞き願いたいと思います。

こちらは壁面の位置の制限を示した図面でございますが、青色で囲っている部分ですね、こちらが全て境界線から壁の位置を 1 メートル以上とするものでございます。

次の 39 ページにつきましては、かき、さくの構造について記載しております。

透視可能なフェンスもしくは鉄柵等につきまして、道路面から高さが 1.6 メートル以下としており、一部ブロック等を使用する場合は、道路面から 60 センチメートルまでといふような制限を施してございます。

次に 40 ページをご覧くださいと思います。

こちらは字名、字界図になってございますが、31 ページの方に字名の一覧表を掲載しておりますのでそちらとあわせてご確認を願いたいと思います。

なお、ただいまご説明を申し上げました第 95 号議案につきましては、平成 27 年 1 月 19 日から 2 月 2 日までの 2 週間、案の縦覧を行いました。縦覧者は 1 名、意見書の提出は

ございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただいま第95号議案について説明がありましたけども、ご質問等がございましたらお出しいただきたいと思います。

【寶委員】 はい。

【大坂会長】 はい。

【寶委員】 基本的なことを聞いてすいません。かき、さくの高さが道路面より高さ1.6メートル以下というのはどういう理由から1.6メートル以下になったんですか。

【大坂会長】 はい、よろしく願いいたします。

【都市計画課志村技術主幹】 都市計画課の志村と言います。高さが1.6メートルということですけども、まず、そもそも、かき、さくを道路面からですね、高いもの、なおかつ向こう側が見えないものになってしまいますと、この場所にどのような方がどのような生活をしてるのか全く分からない、防犯上危ないということと、あと特にブロック塀とかですね、震災、地震があった時に倒れる可能性があって危険だということもありまして、基本的にそういうことから構造としてはフェンスとか生垣にしてくださいというふうになりました。

あわせて高さについても同じように、みなさんと一緒に暮らしているまちですね、高い、背の高さより高いもの、フェンスを作って、人が入ってくるなというようなことはですね、まちづくりの中でどうかなということもありますので、既存の蛇田北部、蛇田中央の区画整理と同様に1.6メートルと決めております。

【寶委員】 はい、ありがとうございました。あと、かき、さくの高さが1.6メートル以下ですが、生垣のところは高さは制限がないというふうなことだったので、家の近所にすごく背が高くて、生垣の手入れがしてないお家があって、そういうところがあったら困るかなと思って、生垣の高さの制限がないっていうのはどうなのかなというふうに思っていました。ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、他に何かございましたら、よろしいですか。はい、どうぞ。

【大森委員】 この土地の坪単価はどれくらいで販売するのかって、それをとりあえず教えていただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、お願いいたします。

【都市計画課志村技術主幹】 坪単価、基本的には平米ですが、土地の位置、角地だとか、日向の南北の位置によって一概に言えないんですが、概ね4万、平米で4万円前後です。ですから坪単価ですと10万円前後になるかたちになります。以上です。

【大坂会長】 はい、

【大森委員】 それから、この公園緑地は大体面積にしてどれくらい取る予定でしょうか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課志村技術主幹】 すいません。ちょっと今日は正確な数字を持ってきていないですが、区画整理ということで最低限区域の面積の3パーセント以上の確保をしてござ

います。詳細な面積については、のちほどご報告ということで、申し訳ありませんがよろしくお願いたします。

【大坂会長】 はい、

【大森委員】 それで調整池の面積というのはどれくらいになりますか。

【大坂会長】 基本的な考え方というふうでよろしいですか。

基本的な考え方はどういうことで設計されているかという、そういうことでよろしいですか。

【大森委員】 いいよ、いいです。それで私が提案したいのはですね、坪単価も結構 12 万以上する土地で高価なもんですから、調整池、かなりの面積がありますよね、これを、桃生の総合支所建てる、作った時ですね、調整池に蓋をかけまして、そこを今、現在駐車場に利用しているわけです。それで私が言いたいのはですね、これだけの面積、坪 12 万以上の土地をただ水を入れておくだけでなくでどうせならば、お金はかかりますけども、ここを蓋かけて、公園にしてはいかがなものかなって、そういう提案なんですけども、いかがでしょうか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大澤建設部次長】 大変申し訳ございませんが、この区画整理は復興事業でやっているということで、計画の段階から皆様方にはお示ししておもいますけども、防災調整池のいわゆる利用というものもですね、48 ヘクタールに降った雨の防災調整池ということで、当初から計画しておりましたので、その上物の利用というものは当初から考えていないと、あくまでも調整池目的ということで進めてきてると思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、どうぞ。よろしいですか。

【白土委員】 私、別にそれを利用しろというんではないんですけど、そういう、こうでならねばならないっていうか、確かに今言ったように、安い土地ではないから、例えばこう利用したいというのは、何かの縛りがあってできない、例えば、それを他の用途に使えないような決まりがあって絶対できないんですっていうことなんでしょうか。

【大坂会長】 はい、何か規格上の制限、制約があるかということなんでしょうか。

はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 防災調整池につきましてはですね、県の方で開発に関する一応規定がございまして、防災調整池の設置の要綱というのがございまして、1 ヘクタール以上の開発につきましては、そういう調整池を設けなきゃいけないということで、この面積に関してはこのエリアということで県と協議をしたかたちで一応作っておりますので、それらに基づいたかたちなので、また下水道は下水道で、またその流れる部分がまた別にカウントするんですけども、その県の要綱に基づいてですね、面積、貯水量というものを一応決定しておりますので、その中で、範囲ということでそれで縛りがございましてということをご理解を願いたいと思います。

【白土委員】 用途を 2 つに取っちゃいけないということの縛りはない。

【木村都市計画課長】 それはございません。

【大坂会長】 はい、他によろしいですか。

はい、どうぞ。じゃあ今のことについて。

【木村都市計画課長】 例えばですけれども、たぶん今委員仰っているのは、今回はここ全面湛水エリアということで、計画、今進めている段階なのでちょっと戻るわけにはいかないんですけれども、例えばなんですけど、こういうの 2 段階形式っていうか深さを変えましてですね、一時的な貯水の時は一部そういう緑地、子供の遊び場とかっていうふうな作り方もできないことはございませんが、今回の場合は、そういったかたちにしますとまた面積が大きくなるということで、たぶん宅地を一番増やさなきゃいけないということで、一番効率的なかたちで面積を決定してるというふうなことでご理解を願いたいと思います。

【大坂会長】 はい、他にございましたらお出しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【寶委員】 低層住宅地区 A というところで、括弧 4 の巡查派出所、公衆電話所その他必要な建物を建てられるというふうなところなんですけど、集会所も建てられるっていうことなんですけど、建てる計画があるんですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課志村技術主幹】 今回の区画整理の中ですが、防災集団移転ということで基本的にはそれらが具体的に建つ計画はありません。ただし、当然そういうみなさんが暮らしていく中で、そういったものが必要になってくる可能性があるものについては、その時点で変更するのではなくて、当初からまちづくりに必要なものについて、今回記載させていただいて、将来そのようなものが必要となった時にも、問題なく建てられるようにということで考えております。以上です。

【寶委員】 はい、ありがとうございます。良好かつ健全な市街地を形成するっていうことを目的にしているのだから、犯罪とかも少なくなるというふうなふうに思っているんですけど、こういう新しい人たちが集まったまちの時にどんな犯罪が増えるのか、今そういう兆候があるのかっていうところを警察の方にお伺いできればうれしいです。

【大坂会長】 はい、是非ご意見を伺いたいと思います。

【三浦委員】 はい、今のは、新しいところできたときに、どういう犯罪なんか起きるかということですか。

一番はですね、考えられるのはやっぱり交通事故なんですね、ただこの場合は今復興関連なんで高齢者の方が最初から入るかもしれないんですけど、一般的に住宅地という一番最初に入る時は若い方が入ってって、それが段々高齢になって始めは家族あるんですけど段々少なくなって最後は 2 人住まいって、団地が古くなってくると今度は高齢者さんの犯罪ということで、今だと特殊詐欺ですとか、あと路上犯罪、路上犯罪でも言葉悪いんですけど強盗とかひったくりとかそういう犯罪が発生します。

そして住んでいる方が若い人たちのときは、逆に自転車とか乗り物ですね、というものですとか、あとはのぞきとか、そういう犯罪で、犯罪でもそこに住んでいる方たちの年齢

層、人たちによって変わってくるかと思います。

石巻全体では、現在は、一番は特殊詐欺、オレオレ詐欺ですね、あれで去年は 1 億以上取られております。事故に関しては、昨年はおととしに比べてはだいぶ少なくなったんですが、そういうことが発生しております。ここは新しい団地ということで、住んで、どういう方達が住むのかということで、比較的新しい団地のうちは犯罪が少ないというのが、今までの、段々古くなってきて、ぼつぼつ空いてきたり、空き家がでてきたりっていうと、そこに変なのが来たりとかって、あと住んでいる子供たちが小さい時は何にもないんですけど、そのうち大きくなってくと暴走族みたいなのがでたりとかっていうことで、居住者の方でだいたい変わってくるのかなということと、それから先ほど派出所の関係で言われましたが、派出所、至る所ですね、建ててくれ作ってくれ移動してくれっていうのがありますが、それもですね、県の方で、県とだいたい市が協議して土地を取っているかとか将来性を考えて、どのくらいの規模の、例えばここですと団地になって必要になっているか、それから犯罪の発生率ですね。これは一番がここの団地全部で、終わってからですね、犯罪がどのくらい起こっているか、この周辺で起きているか。それともこの上の方が多いかってことで、建てる場所ってことで決まります。

それで先ほど説明あった通りここに必ず派出所うんぬんくんぬんってなるんですけども、こうなると一般住宅とその建て方が変わってくるんですね、例えば普通の住宅みたいな駐在所だったら全く問題ないんですが、ちょっと大きめの交番所とかになると、例えば建ぺい率に引っかかるとか、そういうことでたぶん除くということになってると思うんですが。

【寶委員】 はい、ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。近くにね、ショッピングセンターございますから、そういう意味で皆さんご心配なんだろうと思いますけども、他にございましたら。

はい、どうぞ。

【白土委員】 はい、ちょっと心配がさっきの答えで出たんですけど、かなりの、この中で想定人口ってどれくらいですか、蛇田、ここに入居予定の人達、世帯数。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課志村技術主幹】 今回の地区整備計画を決めていないところも含めて全体計画で、新蛇田地区はですね、戸建と復興公営住宅入れて 1,265 戸、想定人口で 3,300 人です。

完成後ですね。

【白土委員】 ですよ。私、前、新館にいて今、広淵に引っ越ししてしまったんですけども、広淵、行政区あってそこに集会場とか結構あるんですよ、その地区地区に。だからさっき言ったように、今、例えば低層 A、低層 B とかいろんな張り付いている、この中に絶対そういうあの、公民館機能の持っている施設っていうのはある程度想定しておかないと、土地が全くないとか、人だけ張り付いてそういう、例えばほんとに地域のいろんなことを相談する施設もない、何もないうということになりはしないかちょっと危惧をしまい

ました。どんなもんなんでしょうか。

【大坂会長】 はい。

【都市計画課志村技術主幹】 前方のスクリーンをご覧ください。まず現状です、復興公営住宅のそのブロックに集会所を、公営住宅だけではなくてその地区の方のための集会所を1つ建設しております。

後です、今集会所用地として戸建住宅の地区に2か所、そちらと、あと画面左下その2か所、一応土地としては用意しています。ただそこを今後どのように行政区をどのようにしていくのか、実際どのように、この皆さんでこのまちをどうしていこうかとかありますので、その辺りが新しく住んでいかれる方々がお話をしながら、もちろん市も協力をしながら、形になっていったときにそういうことも可能ですよっていう状況にしております。以上でございます。

【大坂会長】 はい、これから実際にどんな方がどういうペースで住まわれるかということもあるんでしょうけども

はい、どうぞ。

【寶委員】 この間、勉強会の時にどのくらいのパーセントで入居者が決まっていますかって聞かれたと思うんですが、どのくらいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課志村技術主幹】 戸建住宅、先ほどの低層住宅 A、B のところについては 691 供給予定がございしますが、今決まっておるのが 511 です。1 月 31 日現在です。

復興公営住宅の部分につきましては、整備戸数 535 戸に対しまして、現状、ちょっと前の数字で申し訳ないんですが、11 月 30 日現在で 528 登録がございまして、ほぼ埋まっているという状況です。以上です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【寶委員】 はい、ありがとうございます。ここに入れる人、ここに来れる人のジャンルっていうか、グループがどういう人かというのをもう一回確認したいんですが、災害危険区域 F で家が建てられなくなった人と、それから県の高盛り土道路を作るので退けなきゃいけなくなった人だけでいいんですか、と考えていいんですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課志村技術主幹】 今、仰られた災害危険区域にお住いの方、高盛り土道路にかかる方、いわゆる津波防御施設ですので、高盛り土道路、河川堤防ですね、そちらに係る方が対象となつてございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

【寶委員】 それと新しく高盛り土道路じゃなくて、新しく釜にできる道路のために立ち退いてもらう人達については、ここに入る権利はないんですか。

【木村都市計画課長】 はい。

【大坂会長】 はい。

【木村都市計画課長】 そちらについてはですね、まだ、今、現在防集の方々の全部の意向確認というのが、事業部の方でですね見極め最中でございますので、それがある程度拡大、確定次第ですね、順次拡大、対象者をというふうなかたちで復興事業の方でですね、一応検討しているというふう聞いております。

【大坂会長】 はい、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、皆さんにお諮りしたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

第 95 号議案石巻広域都市計画地区計画の変更、新蛇田地区計画について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。どうもありがとうございます。全員の賛成により第 95 号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

それでは続きまして、第 96 号議案石巻広域都市計画地区計画の変更、新渡波地区計画について、事務局より説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 先ほど、新蛇田地区計画と同様にこちらの今年の 8 月にですね、先行して住宅供給している区域につきまして、都市計画決定をしたところでございまして、現在では既に住宅の建築も始まってございます。

先ほど、新蛇田と同様にこの春以降にですね、宅地供給が行われます区域につきまして、建築物等の具体的なルールを定める地区整備計画を追加しようとするものでございます。

それではあの議案書 51 ページの総括図とあわせて前方のスクリーンの方で位置の確認をさせていただきます。

JR 石巻線 渡波駅の北北西の方に位置してございます。新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業が施行されております、この区域に合わせまして現在地区計画の区域を定めてございます。

それでは 41 ページ、計画書の方にお戻り願いたいと思います。

計画書の名称、位置、面積、区域の整備・開発及び保全の方針のうち、地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備の方針に変更はございません。

その次の建築物の整備方針ですが、今回は 4 つの方針に基づきまして、建築物等の具体的なルールを定めてございます。

地区整備計画につきましては、42 ページか 45 ページの方に記載しておりますが、のちほどご説明を申し上げます。

変更理由、45 ページの方に記載しておりますが、本地区の土地区画整理事業の進捗に伴い、新たに土地利用開始される区域につきまして、建築物等の整備の方針を変更し、地区整備計画を追加することによって適正な土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図るものでございます。

それでは、52 ページの計画図と、前方のスクリーンをご覧ください。

新渡波地区計画の区域と、地区整備計画を定める区域を示してございます。

この赤線の概ね四角の区域におきまして、低層住宅地区 A を黄色、低層住宅地区 B を若草色、沿道業務地区を赤色、復興公営住宅地区をオレンジ色、既存住宅地区といたしまして黄緑色の 5 つの地区整備計画の区域を設定してございます。

なお、こちらの白地の部分につきましては、今後の具体的な土地利用が検討される区域及び、中学校、公園、調整池となっておりますので、次の 53 ページの方に、土地利用等について表示している方針付図を添付しておりますので、ご確認を願いたいと思います。

それでは、これら 5 つの地区整備計画の内容につきまして、48 ページ、49 ページに概要をまとめてございますので、そちらでご説明を申し上げます。

この地区整備計画につきましては、新蛇田と同様に、建築物の用途の制限、建築物の延べ面積に対する割合の最高限度、いわゆる容積率、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を記載のとおり定めるものでございます。

本地区の地区整備計画の変更、追加につきましては、48 ページ表の一番左側、当初決定されています低層住宅地区を、今回新蛇田と同様に低層住宅地区 A に名称変更いたしまして、建築物の用途の制限に、前回同様集会所、巡査派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物を追加してございます。

次に、低層地区 B ですが、こちらも先ほどと同様に、戸建て住宅を主体にいたしまして、住環境に影響の及ぼさない兼用の住宅及び、小規模店舗、飲食店等の立地を許容した住宅地の形成を図る地区となっております。

さらに、沿道業務地区ですが、こちらは地区の東西を越える、市道伊原津一丁目・渡波町一丁目線沿いの 3 つの街区からなりまして、店舗、事務所等の日常便利施設、業務施設を主体とした地区とするものでございます。

復興公営住宅地区ですが、地区内の復興公営住宅を建設する街区におきまして、それらを主体としましたこちら低層の住宅地の形成を図る地区でございます。

最後に既存住宅地区ということで、新蛇田にはないんですが、地区内に従前から利用されていた土地がございますので、こちらにですね、一定規模以下の住宅、店舗、事務所、公益施設等からなる地区として、一応設定をさせていただいております。

いずれの内容につきましても、この表にまとめてございますので一応ご確認を願いたいと思います。

次に先ほどと同様 54 ページには、壁面の位置の制限のですね、青色の区域が境界線から 1 メートル以上の後退が必要な区域になってます。

あと 55 ページに、先ほどと同様のかきさくの構造について提示してございます。

高さ等につきましても、先ほど同様ですね、道路面からの 1.6 メートル、あとブロック等の場合も 60 センチメートル以下ということで、同様な市内の地区計画の制限内容としてございます。

あと 56 ページの方には字界図がございまして、47 ページにですね、字名の一覧という事で、渡波字新沼地区ということになります。

ただいまご説明させていただきました第96号議案につきましては、平成27年1月19日から2月2日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者はありません。意見書の提出もございませんでした。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。それでは第96号議案について、説明がありましたので、ご質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【寶委員】 はい、ふたつです。あの貯水地ですか、調整池なんです。公園の近くにあるみたいなのですが、最初の内はいいんですが、古くなってフェンスに穴が開いたりすると子供達が入って行って、死亡事故が起きたりするニュースを何回か聞いているんですが、コンクリートの壁の調整池だと、子供が落ちた時に這い上がれないで、死んでしまうことがあるんですけども、そういう誰かがもし万が一落ちた時に這い上がれるような工夫とってはあるのでしょうか。作る前からそういうことは考えないでしょうけど。用水路でもコンクリートの壁なんかだと捕まえるところがなくて、流されて、そのままということがありますが。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 調整池ですけれども、特にあの常にですね、水を張っておく訳ではございませんで、それと晴天時はですね、ほぼ空の状態になっておりまして、降雨時に一時貯めるということなので、通常ですと雨降った時にですね、中々公園で遊ぶ方っていうのは少ないのかなとは思われますし、あと晴天時、もしそのフェンスから超えて落ちた場合というふうなことなんですけれども、当然うちの方も公園等も管理はしてございますが、常にあの公園のですね、現場の職員がパトロールとか、地域にたぶん公園が出来れば愛護会とか設置していただきまして、地元の皆さんに情報を頂いて、補修や修理ということをやっておりますので、その辺は未然に防げるのかなというふうに一応考えてございます。

【寶委員】 はい、ありがとうございます。事故のないようによろしく申し上げます。

【白土委員】 いいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 調整池の作り方って、決まりがあって、例えば階段を付けちゃいけないとかってあるんですか。本当に桃生の古い調整池に行った時、本当にのろが付いてて、ここに入って大変だったんだと、階段でもとちょっと聞いたことがあって、初めからある程度想定して、そこいけば上がることが出来るっていうことを。確かにね、そもそも目的が調整池であって、いっぱい雨が降った時にそこに貯めて、あと流れるんだよっていうのはいいんだけども、どこかの一面に階段だけつけておけば事故は未然に防げるというのは大いに考えられる。管理をちゃんとするということがなくてね。と思うんですけども。どんなもんなんですかね。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 そのような詳細の構造につきましてはですね、先ほどもあのうちの次長みたいに事業が復興事業部ということで詳細はあれなんですけども、その辺の確認は一応させていただきたいと思います。なお、あとあの通常の維持管理用にですね、壁になって人は上がれないんですけども、土砂の掻き出しとかそういう為に車両が入りますので、一部ゆるいスロープで入れる部分がございますので、そういったところからもし、誤って落ちた場合でも、まるっきり出られないということはないかと一応思われます。よろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】 ここの渡波地区の調整池ですか。ここの深さはどれくらいなのですか。

【木村都市計画課長】 すみません。そのへんですかね、具体の数字的なものにつきましては、今回、まちづくりの地区計画の案ということで、構造のやつにつきましては、今現在手持ちでございませんで、後で確認をさせていただきたいと思います。

【佐藤委員】 これあの規格みたいなものは無いんですか。この例えば渡波地区位のこの位の調整池なら深さはこれまでとか。あともう少し大きな調整池になるともう少し深さが深くなるとか、そういう基準みたいなものはないんですか。

【木村都市計画課長】 決めるのはですね、そこで止めるボリュームが、面積に対して何トン貯めるというのが決まっております、そこの土地の利用の仕方によって深くする場合と平面的に浅くして大きくする場合とかということで、ケースバイケースにはなるかとは思いますが。

【佐藤委員】 わかりました。あの私いつも日赤前の蛇田の新しく開発、新しくっていつでも、もう7、8年位なってますが、あの新しい開発地区でもほとんどお家が建っているんですけども、あそこもフェンスで囲まれたすごい巨大なプールのようなものがあって、散歩した時に何かなと思ったんですけど、今正体がわかったんですけど、あれが調整池ってやつですね。なるほど。わかりました。あれかなり深いですよ、あそこ。ちょっとあがつてこれない。ここはそんなことないですよ。

【木村都市計画課長】 たぶんですね、人の背以上はあるかと思えます。そうでないとですね、例えば1メートル位にして整備しますと、それで今度高さの分面積で取らなくてはいけないので、宅地供給分にですね影響が出るということになります。その辺を勘案している状況になっております。

【白土委員】 3メートル位はありますよね。

【佐藤委員】 3メートルもある。ちょっと危ないなあ、あれはなあ。

【白土委員】 必要なんですね。

【大坂会長】 ちょっとそこら辺の安全確保についても、他の部署とも確認等お願いできればよろしいのかなと思います。よろしいでしょうか。また他にございましたら、お出しさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

それではお諮りしたいと思います。第 96 号議案石巻広域都市計画、地区計画の変更、新渡波地区計画について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。全員の賛成により第 96 号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして第 97 号議案石巻広域都市計画、地区計画の決定、新渡波西地区計画について、事務局より説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい、それでは、新渡波西地区計画の決定につきまして、ご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、新たにですね、今回地区計画を定める地区となっております。こちらの、この春から宅地供給が順次行われますことから、今回、提案をさせていただいております。

それではまず、議案書 66 ページの総括図にあわせまして、前方のスクリーンの方で位置の確認をお願いいたします。

さきほど新渡波地区と JR 石巻線を挟んだ西側の地区になりまして、新渡波西地区被災市街地復興土地地区画整理事業の区域に合わせまして、地区計画を今回新たに定めるものでございます。

それでは、57 ページにお戻り願います。地区計画の名称につきましては、新渡波西地区計画。位置につきまして、石巻市渡波字新千刈の一部となっております。面積が約 11.1 ヘクタール。区域の整備・開発及び保全の方針は、記載のとおりとなっております。

次に、58 ページから 60 ページにつきましては、地区の整備計画を記載してございます。

次に建築物等の整備の方針ですが、こちらにつきましては 3 つの方針に基づきまして、建築物のルールを定めてございます。

今回定める地区整備計画は、58 ページから 60 ページの方に記載しておりますが、のちほどご説明をさせていただきます。

60 ページの下段の方をご覧願います。区域につきましては、計画図表示のとおり。決定の理由といたしまして、新渡波西地区被災市街地復興土地地区画整理事業である本地区に地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものとしております。

それでは、67 ページの計画書と、前方のスクリーンをご確認願いたいと思います。新渡波西地区の区域と、地区整備計画を定める区域を示してございます。赤の概ね四角の区域ですね、どちらも、内におきまして、低層住宅地区 A を黄色、低層住宅地区 B を若草色、復興公営住宅地区をオレンジ色、既存住宅地区を黄緑色の 4 つの地区整備計画の区域に着色してございます。

こちらの白地の部分につきましては、今後の具体的な土地利用が検討される区域や、現在計画しております消防署、公園、並びに調整池となっておりますので、次の 68 ページの方の方針付図で、地区内の土地利用等につきましてはご確認をお願いしたいと思います。

この4つの地区整備計画につきましては、それぞれ概要を63ページと64ページの方にまとめておりますのでご覧ください。それでは63ページ、表の最上段の方に、地区整備計画の地区名がございますが、それぞれの地区におきまして、現況の用途地域、まちづくりの方針、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積に対する最高限度、いわゆる容積率、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限等を決定するものでございます。

本地区につきましては、表の一番左、低層住宅地区Aとしまして、戸建て住宅を主体といたしました、住環境に影響を及ぼさない兼用住宅の立地を許容した住宅地の形成を図るものとしております。

次に、低層住宅地区Bにつきましては、低層Aと同様に戸建て住宅を主体といたしまして、住環境に悪影響を及ぼさない兼用住宅及び、小規模な店舗、飲食店等の立地を許容した住宅地の形成を図る地区としてございます。

次に、復興公営住宅地区でございますが、地区内の復興公営住宅を建設する街区におきまして、それらを主体といたしました低層の住宅の形成を図る地区としております。

最後に既存住宅地区といたしまして、地区内に従前から住まいや利用されていた土地の区域におきまして、一定規模以下の住宅、店舗、事務所、公共公益施設等からなる地区としております。

いずれの内容につきましても、表中にまとめているところでございますので、ご確認を願いたいと思います。

次に69ページ。こちらです、先ほどまでのご説明と同様に壁面の位置の制限図を青色、住宅系のところを制限区域としておりまして、壁面の位置が1.0メートルとするものでございます。

次からの70ページにつきましても先ほどと同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

最後に71ページが字界図となっております、渡波字新千刈。62ページの方に字名一覧を掲載しておりますので、そちらをご確認を願いたいと思います。

ただいまご説明させていただきました97号議案につきましては、1月19日から2月2日までの2週間、案の縦覧を行いました、縦覧者はおらず、意見書の提出もございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございました。第97号議案について説明していただきました。何かご質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。

【白土委員】 結構です。

【大坂会長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

はい、それではお諮りしてよろしいでしょうか。第97号議案石巻広域都市計画、地区計画の決定、新渡波西地区計画について賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成により、第 97 号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

以上で、すべての議題の審議が終了いたしました。ご協力ありがとうございます。委員の皆様からなにかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【寶委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【寶委員】 住民への説明ということで、前回フェイストゥフェイスで行いたいというふうな事だったんですが、その後、副市長さんから人手が足りなくて大変なんですよっていうお話をいただいたんですが、あんまり人手をかけずに、しかも効果的に市民になさった、説明会をなさったっていうことがありましたら、こういうふうにやってるよっていうことがありましたら教えていただければと思います。

【大坂会長】 はい、すみません。よろしく願いいたします。

【笹野副市長】 すみません。あの教えてください。今のご質問なんですけれども、それぞれの復興事業に関しての説明会をもっているかっていうことでございますか。

【寶委員】 大変なんですって、仕事が。とっても少ないのに頑張ってもなかなか進まないよ、大変なんだよっていうことだったんですが。じゃあどうやって、そこを切り抜けるようなうまい方法で、やってらっしゃるのかなって。

【笹野副市長】 はい、あのですね、何と言うんでしょうか。まず都市計画決定していただくような事業に関してはですね、住民の皆さんに説明するのはもう法的にもですね、私ども施行者の義務になっておりますので、そこはどんなに人が足りなくてもですね、やらざるを得ない訳でありまして、基本的には一つの事業につき 2 回位はご説明申し上げておるつもりで、そうやらざるを得ない訳なんです。5 回も 6 回も出来るかという、ちょっとそこまで手が回ってないのがお叱りを受けなきゃいけない所もあるのかもしれませんが、まずそういうふうにやらせていただいておりますし、あとは街づくり懇談会とかですね、そういった形を取らせていただく中で、皆様から例えばもうちょっとこの排水路が気にならないのとか、雨降った時はもうちょっと何とかならないのとか、そういった形の頂く中でもですね、可能なかぎりご説明させていただくようにいたしているところでございます。至らない点多々あるとは思いますが、引き続きご鞭撻をいただければと思います。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか、委員の皆様方は。はい、どうぞ。

【大森委員】 先程、阿部委員の方から話があったようにですね、資料を出来るだけわかりやすく、初めて来て、勉強会に参加すれば色々聞くこともできるんですけども、当日ここに来て、資料だけ見て、賛成どうのこうのならば大変なことから、比較するやっぱり資料がないとなかなかこう検討できないと思うので、ぜひ忙しいべげともそういう資料を添付していただきたいなと思います。よろしく願います。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ほかにごございませんでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方は大変ご苦勞をお掛けしておりますけども、ぜひよろしく願います。

いしたいと思います。それでは事務局の方から何かご説明、あるいはご連絡等ありましたらお願いしたいと思います。

【木村都市計画課長】 特にございません。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。それではこれで終わりにしたいと思います。長時間どうもありがとうございます。また次回ございますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。